

個人情報保護管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は当社が関連法令等を遵守しつつ、個人情報を取扱う事業者として、「個人情報保護に関する基本方針」（「プライバシーポリシー」）に基づき個人情報の適切な保護と利用に関して遵守すべき基本的事項を定め、当社業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、すべての役職員に適用する。

2. 情報管理責任者（部店長等）は、契約に基づいて、本規程の一部を役職員以外の従業者に適用するものとする。
3. 本規程は、当社が保有している個人情報（委託されている個人情報を含む）、及び委託している個人情報を対象とする。
4. 雇用管理に関する個人情報については、この規程に定めるものの他、別途定めるところによる。

(定義)

第3条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義を、以下に定める。

(1) 役職員

役員および顧問ならびに当社就業規則に定める従業者（社員、契約社員、臨時社員および他社からの出向社員）、派遣社員およびその他の従事者をいい、役員とは、取締役、監査役および執行役員をいう。

(2) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（当社内の通常の作業範囲において組織的・経常的に相互に情報交換が行われている場合等、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(3) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次のものをいう。

- ①特定の個人情報をコンピューターを用いて検索できるように体系的に構成したもの
- ②①に掲げるもののほか、紙面等において処理されたもので、含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引、符号その他検索を容易にするためのものを有するもの

(4) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(5) 保有個人データ

当社が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者提供の停止のすべてに応じることのできる権限を有する個人データであって、次のもの以外のものをいう。

- ①当該個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- ②当該個人データの存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの
- ③6ヶ月以内に消去するもの

(6) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 管理体制

(個人情報の保護管理体制)

第4条 個人情報の保護に係る管理体制を以下のとおりとする。

- (1) 個人情報の保護に関する総責任者として個人情報保護管理責任者を置き、総務部担当役員がこれにあたる。

取締役会は、個人情報保護管理責任者の選任及び解任をおこなうことができる。

個人情報保護管理責任者は以下の業務を所管する。

- ①個人データの安全管理に関する規程及び委託先の選定基準の承認及び周知
- ②個人情報保護管理者及び「本人確認に関する情報」の管理者の任命
- ③個人情報保護管理者からの報告徴収と助言・指導
- ④個人データの安全管理に関する教育・研修の企画指導
- ⑤その他当社全体における個人データの安全管理に関する事項
- ⑥取締役会への個人情報保護管理状況の報告

- (2) 各グループ等における個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報保護管理者を置き、個人情報保護管理責任者がこれを任命する。

個人情報保護管理者は以下の業務を所管する。

- ①個人データの取扱者の指定及び変更等の管理
- ②個人データの利用申請の承認及び記録等の管理
- ③個人データを取り扱う保管媒体の設置場所の指定及び変更等
- ④個人データの管理区分及び権限についての設定及び変更の管理
- ⑤個人データの取扱状況の把握
- ⑥委託先における個人データの取扱状況等の監督
- ⑦個人データの安全管理に関する教育・研修の実施
- ⑧個人情報保護管理責任者に対する報告
- ⑨その他所管部署における個人データの安全管理に関する事項

- (3) 個人情報保護管理に関する事務局を総務部人事・総務チーム（以下「人事・総務チーム」という。）に置き、1名以上を専任させる。

第3章 取得および利用

(適正な取得)

第5条 個人情報の取得は業務上必要な範囲内で、適正かつ適法な手段によりおこなう。

2. 第三者からの個人情報の取得に際して、本人の利益を不当に侵害してはならない。

(個人情報の利用目的)

第6条 当社は、個人情報を以下の利用目的で取得・保有し利用する。

- ①当社がおこなう事業（貸貸事業、割賦販売事業、各種機器販売事業等）の取引先に対する契約書、計算書等契約に係る各種の連絡・案内、見積書、提案書等の案内及びこれらに関連した連絡・案内（挨拶状の送付を含む。）のため。
- ②金融機関との取引に関して行う連絡・案内（挨拶状の送付を含む。）のため。
- ③設備、使用機器、備品、事務用品等の購入、管理、保守・点検、納入等会社運営上の取引に関連した連絡・案内（挨拶状の送付を含む。）のため。
- ④前各号に定める取引に関する取引上の判断及びその管理・処理ため。
- ⑤前各号に定めるほか、当社が行う事業を適切かつ円滑に履行するため。（適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供することを含む。）
- ⑥他の事業者から個人情報の処理を委託された場合において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑦当社へ入社を希望する個人から得る採用に関して利用する基礎資料としての情報について、採用活動及びこれに伴う連絡・案内等のため。
- ⑧当社における従業員の雇用管理情報については、人事異動、表彰等、教育研修の実施、業務上の連絡等の人事管理のため。（適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供することを含む。）

(利用目的の変更)

第7条 前条の利用目的を次の理由により変更する場合には、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- ①利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱おうとするとき。
 - ②合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合において、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱おうとするとき。
2. ただし、次の場合には、本人の同意なく変更することができる。
- ①変更する利用目的が、変更前の利用目的と社会通念に照らし合理的な関連性を有すると認められるとき。
 - ②個人情報の保護に関する法律その他の法令に別段の定めのあるとき。
3. 前第1項の同意および第12条の同意は、原則として書面（電子的方式、磁気的方式、その他、人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。）によらなければならないが、それが不可能な場合も、事後に、同意した事実が確

認できる方法によることとする。

4. 前第1項の同意および第12条の同意につき、あらかじめ作成された同意書面を用いる場合は、次の方法によることとする。

①同意内容を理解した上で同意がなされるよう、同意書面の文字の大きさおよび文章の表現などに配慮し、個人情報の取扱いに関する条項が他の文章と明確に区別されるようにすること。

②同意書面に確認欄を設け、本人の署名または押印を得ること。

(利用目的の通知・公表・明示)

第8条 個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、適切な方法により本人に通知し、または公表するものとする。

2. 本人との間で契約を締結すること等に伴い、本人から直接書面（電子的方式・磁気的方式等による記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

3. 与信事業に際して個人情報を取得する場合には、利用目的について本人の同意を得ることとする。なお、個人信用情報機関に情報を提供するときは、それを利用目的として明示し、本人の同意を得るものとする。

4. 人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、明示および同意を要しないものとする。

5. 第6条「利用目的の特定」の「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」を超えない利用目的の変更を行った場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表するものとする。

相当の関連性の有無は個人情報保護管理責任者の判断によるものとする。

6. 次の場合においては、上記のいずれの場合も通知、公表、明示、同意を要しないものとする。

①利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②利用目的を本人に通知し、または公表することにより当社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合

③国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

④取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(機微（センシティブ）情報の取扱い)

第9条 政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者への提供をおこなわないものとする。

- ① 法令等に基づく場合
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - ⑤ 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - ⑥ 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用または第三者提供する場合
 - ⑦ 機微（センシティブ）情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用、保管する場合
 - ⑧ 機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合
2. 前項の各事由により取得、利用または第三者提供が許容される場合も、各事由を逸脱することのないよう、特に慎重に取扱うものとする。

第4章 正確性の確保

（データ内容の正確性の確保）

- 第10条 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。
2. 保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間経過後の個人データを消去するよう努めるものとする。
- ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。

第5章 安全管理措置

（安全管理措置）

- 第11条 個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、「情報セキュリティ管理方針」に基づき、「情報セキュリティ管理規則」及び「パソコン利用取扱規程」等に掲げる措置を講ずるものとする。

第6章 第三者への提供

（第三者提供の制限）

- 第12条 取得した個人データを第三者へ提供する場合は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- ① 法令に基づく場合
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

- ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
2. 前項の同意を書面で得るときは、次に掲げる事項を示すこととする。
- ① 個人データを提供する第三者
 - ② 提供を受けた第三者における利用目的
 - ③ 第三者に提供される情報の内容

(オプトアウトによる第三者提供)

第13条 第三者に提供される個人データについて、当該個人情報の本人の求めに応じてその第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項についてあらかじめ本人に通知し、または適切な方法により本人が容易に知り得る状態に置いている場合において、前条の規定にかかわらず当該個人データを第三者へ提供することができるものとする。

- ① 第三者への提供を利用目的とすること
 - ② 第三者に提供される個人データの項目
 - ③ 第三者への提供の手段または方法
 - ④ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
2. 前項②または③に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供の適用除外)

第14条 以下に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、本規程に定める第三者に該当しないものとする。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、当該個人データの全部または一部を委託する場合
- ② 合併その他の事由による事業の承継の場合において、当該個人データが提供される場合
- ③ 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いている場合

第7章 開示等の手続

(保有個人データに関する事項の公表等)

第15条 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、適切な方法により本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下、同じ。）に置くものとする。

- ① 当社の名称
 - ② すべての保有個人データの利用目的（第8条第6項第1号から第3号までに該当し、通知、公表、明示を要しない場合を除く。）
 - ③ 本章各条の手続きに関する事項
 - ④ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
 - ⑤ 「リース事業協会」および当社の苦情の解決の申出先
2. 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なくこれを通知するものとする。
- ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
- ① 当社が保有個人データに関して本人の知り得る状態に置いた事項により、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - ② 第8条第6項①から③までに該当し、通知、公表、明示を要しない場合
3. 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。
- この場合、その理由を説明するよう努めるものとする。

（開示の請求）

第16条 本人から当該本人が識別される保有個人データについて開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対して、書面の交付による方法、または開示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく当該保有個人データを開示するものとする。

ただし、次に掲げる場合には、その全部または一部を開示しないことができる。

- ① 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 他の法令に違反することとなる場合
2. 前項により本人からの開示の求めの全部または一部に応じないこととしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- この場合、開示の求めに応じないこととした理由を説明するよう努めるものとする。

（訂正等の請求）

第17条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由に基づき、当該保有個人データの内容の訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）を求められたときは、その内容等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、

遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき当該保有個人データの訂正等を行うものとする。

2. 前項の規定に基づき訂正等の求めを受けて、保有個人データの訂正等を行ったとき、または訂正等を行わないこととしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。
訂正等を行わない旨の通知をする場合、その理由を説明するよう努めるものとする。

（利用停止等）

第18条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第5条（適正な取得）または第6条（利用目的）に違反しているという理由に基づき、当該保有個人データの利用の停止または消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときはこの限りでない。

2. 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第12条（第三者提供の制限）に違反して第三者に提供されているという理由に基づき、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。

ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときはこの限りでない。

3. 求められた保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行ったときもしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、または求められた保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したときもしくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。
4. 本人から求められた措置の全部または一部についてその措置をとらない旨を通知する場合、またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合、その理由を説明するよう努めるものとする。

なお、本項規定は第17条において同じ。

（開示等の手続）

第19条 第16条、第17条、第18条または第19条による求め（以下「開示等の求め」という。）に関し、その受付および回答の手続として次に掲げる事項を定め、それを本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- ① 開示等の求めの申出先
- ② 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの受付方式
- ③ 開示等の求めをする者（代理人を含む。）の本人確認方法
- ④ 第20条の手数料金額とその徴収方法（無料とする場合を含む。）
- ⑤ 開示等の求めに対する回答の方法
- ⑥ 開示等の求めをする者が代理人である場合の代理権を確認する方法

（手数料）

第20条 第15条の利用目的の通知または第16条の開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2. 当該手数料を徴収する場合は、実費等を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を別途定めるものとする。

第8章 苦情処理

（苦情受付の体制）

第21条 個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2. 当社の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、人事・総務チーム内の個人情報保護管理に関する事務局が対応するものとする。

第9章 監督、点検および監査等

（監 督）

第22条 役職員に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう当該役職者に対して必要かつ適切な監督をおこなう。

2. 個人データの取扱いの全部または一部を委託するときは、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督をおこなう。

（点 検）

第23条 個人情報保護の管理状況に関する点検は、個人情報保護管理者により随時これを実施し、個人情報保護管理責任者に対して定例報告をおこなう。

（代表者等への連絡）

第24条 第22条及び第23条において実施した監督、点検によって発見された事態・課題については速やかに個人情報保護管理責任者に報告し、緊急を要する事態等必要に応じて個人情報保護管理責任者から代表者に連絡するものとする。

2. 個人情報保護の管理体制については、随時取締役会へ報告するものとする。

第10章 漏えい等

(漏えい事案への対応)

第25条 個人情報の漏えい等の事故があった場合に備え、危機対応のための体制の整備および手順の策定を行うものとする。

2. 個人情報の漏えい等の事故があった場合は、以下の措置を講じる。

① 監督当局に直ちに報告する

② 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい等の事実関係および再発防止策等を早急に公表する

3. 漏えい等の対象となった個人情報の当該本人に速やかに漏えい等の事実関係等を通知する。

第11章 罰 則

(罰 則)

第26条 役職員が本規程に違反した場合は、就業規則第9章および執行役員規程第12条「懲戒」に定める処分の対象となる。

第12章 個人情報保護に関する宣言の制定

(プライバシーポリシーの制定)

第27条 当社は、関係法令等を踏まえて、個人情報の適切な保護と利用に関する基本的な考え方および方針に関する宣言（以下「プライバシーポリシー」という。）を策定し、公表するものとする。

第13章 改 廃

(改 廃)

第28条 本規程の制定および廃止は取締役会の決議による。

2. 本規程条文の改廃は社長が決定する。

3. 前項のうち、条文字句の訂正、組織変更等にともなう部署名・役職名変更等の軽微な変更は総務部担当役員の決裁による。

附 則

本規程は、平成19年10月1日制定し実施する。